

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年7月16日 07時30分ごろ
発生場所	不明（兵庫県淡路市志筑地区東方沖～兵庫県洲本市安乎町東方沖までの海岸線に沿った海域）
事故の概要	プレジャーボートスミ丸は、流し釣りをを行いながら航行中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート スミ丸、5トン未満 250-11260兵庫、個人所有 5.52m(Lr)×1.99m×0.97m、FRP ガソリン機関（船外機）14.7kW、昭和60年6月
乗組員等に関する情報	船長 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月11日 免許証交付日 平成28年4月18日 (令和3年12月25日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	左舷船底部外板に破口を伴う擦過傷、船外機の脱落、プロペラ翼に欠損及び曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約25 日出時刻：05時00分
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、令和2年7月16日05時00分ごろ淡路市津名港志筑港区の定係地を出航した。 船長の友人（以下「友人A」という。）は、自身が操船する船で釣り場に向けて航行中、05時40分ごろ津名港塩田港区沖において本船及び船長の別の友人（以下「友人B」という。）が運航する遊漁船を認め、船長と友人Bが釣果等について会話していると思った。 友人Bは、遊漁中、07時00分ごろ塩田港区沖において本船と本船

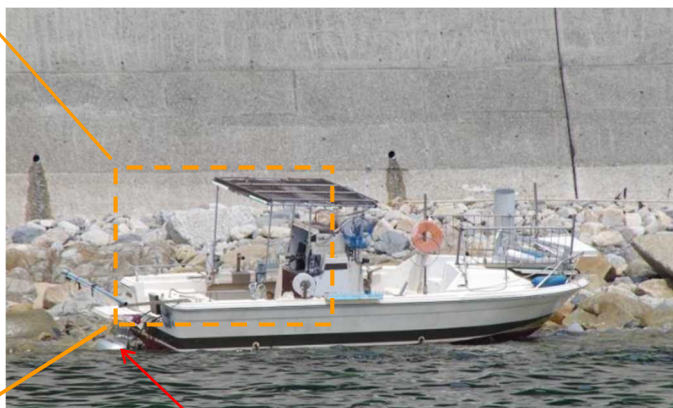
甲板上の船長の姿を認めた。

船長の家族は、船長がふだんの帰宅時刻である08時00分ごろに帰宅しなかったため、08時03分ごろから船長の携帯電話に数回連絡したが、いずれも電波の届かない場所にあるか電源が入っていない旨のアナウンスが流れて繋がらず、本船の定係地に向かったところ、本船が帰港していないことが分かり、帰宅後、近所に住む船長の友人（以下「友人C」という。）に状況を説明した。

友人Cは、海岸沿いの道路から本船を探したところ、08時30分ごろ淡路市塩尾地区の海岸において無人の状態あで消波ブロックに左舷側が乗り揚げている本船を発見した。（写真1参照）

ハンドレール

オーニング



脱落した船外機

写真1 消波ブロックに乗り揚げた本船（海上保安庁提供）

船長の家族は、友人Cから、無人の状態あで本船が乗り揚げている旨の連絡を受け、友人Aに連絡して状況を説明し、その後、本船発見場所に船舶で向かった友人Aに促され、09時42分ごろ110番通報を行った。

友人B及び友人Cは、それぞれ船舶で本船発見場所に向かい、周辺を探したが、船長を発見できなかった。

船長は、その後、海上保安庁の巡視船艇及び航空機によって捜索が続けられたものの、発見されずに行方不明となり、7月24日津名港塩田港区沖で発見され、司法解剖の結果、死因が短時間での溺死の疑い、死亡推定時刻が07時30分ごろとされた。

本船は、友人Cの船舶によって定係地まで航行された後、定係地に係留中、船底外板の破口箇所から浸水して横倒しの状態となり、後日、廃船処理された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

本船は、船体中央部に設けられた操舵スタンドの後方に立って操船す

	<p>るようになっており、ブルワーク（船べり）の高さが約0.6mで、ハンドレールは、両舷船尾部に設置され、操舵スタンド付近には設置されていなかったが、操舵スタンド上方に設置されたオーニングの支柱（両舷に各3本）が手すり代わりとして使用されていた。</p> <p>船長の家族は、船長が、本事故発生前日まで連日さばを対象とした流し釣りを行っていたので、本事故当時もさばの流し釣りを行っていたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>さばの流し釣りは、釣り糸を海中に投入し、海岸線に沿って低速で航行しながら行い、魚が掛かれば、船外機を中立運転とするか、あるいは仕掛けが絡まないように旋回しながら、釣り糸を手繰るものであった。</p> <p>船長は、ふだん、志筑地区東方沖～安乎町東方沖までの海岸線に沿った海域でさばの流し釣りを行っていた。</p> <p>本船の発見時の状況は、次のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 船外機が脱落して海中に没していた。 (2) 操舵スタンドに備えられた船外機の遠隔操縦装置は、クラッチ兼スロットルレバーが前進位置となっていた。 (3) 魚群探知機の電源が入った状態で、切れた釣り糸が船外に垂れ、いけずにさば等が入れられていた。 (4) 船体に他船との衝突痕はなく、プロペラ翼にロープ等は絡んでいなかった。 <p>船長は、本事故当時、帽子、長袖のTシャツ、作業ズボンを着用し、運動靴を履いていた。</p> <p>船長は、ふだん、乗船中、ウエストポーチに携帯電話を入れていた。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣を着用しておらず、本事故後、船長のウエストポーチ及び携帯電話は発見されなかった。</p> <p>友人Aは、05時40分ごろ本船を認めた際、本船まで距離があり、船長の救命胴衣の着用有無を確認できなかったが、船長が、ふだんから乗船中は救命胴衣を着用していたので、本事故当時も救命胴衣を着用していたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、健康状態は良好であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、短時間での溺死の疑いであった。</p> <p>船長は、次のことから、志筑地区東方沖～安乎町東方沖において、海岸線に沿ってさばの流し釣りをしながら航行中、07時00分ごろ～07時30分ごろにおいて、落水したものと考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 船長は、本事故発生前日まで連日さばの流し釣りを行っており、また、ふだん、志筑地区東方沖～安乎町東方沖で海岸線に沿

	<p>って航行しながらさばの流し釣りを行っていたこと。</p> <p>(2) 本船が発見された際、船外機のクラッチ兼スロットルレバーが前進位置にあり、切れた釣り糸が船外に垂れていたこと。</p> <p>(3) 07時00分ごろ津名港塩田港区沖で本船と本船甲板上に船長の姿が目撃されたこと。</p> <p>(4) 司法解剖の結果、船長の死亡推定時刻が07時30分ごろとされたこと。</p> <p>船長は、甲板上で段差等に足を引っ掛けたり、他船の航走波により船体が動揺したりするなどして甲板上で身体のバランスを崩し、海中に転落した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、プロペラ翼に欠損及び曲損が、また、船底部の損傷が左舷側に生じていたことから、船長の落水後も航行を続け、北方に向首した状態で塩尾地区の消波ブロックに乗り揚げた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長が、淡路市志筑地区東方沖～安乎町東方沖において、海岸線に沿ってさばの流し釣りを行いながら航行中、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板が広くなく、ブルワークの高さが十分でない小型の船舶では、甲板上で身体のバランスを崩すと落水につながるおそれがあるので、乗船中は、甲板上の段差等に足を引っ掛けたりしないように足もとに注意するとともに、船体が動揺した際に姿勢を保持できるようにハンドレールや固定部を掴むなどして落水防止に努めること。

付図1 事故発生場所概略図

